

平成 23 年度
北海道の施策および
予算に関する要望

平成 22 年 12 月

北海道経済連合会

現在、我が国では、激動する世界情勢の中で、持続可能な成長を実現するための政策が求められており、さらには財政の健全化、社会保障制度の再構築、人口減少・高齢化への対応など、早急に取り組まなければならぬ多くの課題を抱えています。

道内においても、本州を上回る人口減少・高齢化および過疎化の進行に伴い、地方財政の健全化、教育・子育て支援、介護・地域医療の確保など数々の課題に直面する中、これらの解決と北海道の活性化に向けて総力を結集した取組みが必要となっています。

このような状況を踏まえ、私どもは、当会の活動を通じて、健全で豊かな道民生活の実現のために引き続き取り組んでまいります。

また、道行政の運営にあたり、目指すべき北海道の将来像とその実現のために重点化すべき施策を明確に示し、道民生活を一層力強く牽引していただくよう望むものであります。

以上の観点に立ち、平成23年度北海道の施策および予算に関し、道内経済の活性化に向けて、当会活動の重点事項である「食の総合産業の確立」をはじめ、別記事項を要望いたしますので、実現に向けた特段のご配慮をお願いいたします。

北海道経済連合会

会長	近藤	龍夫
副会長	岩田	剛一
副会長	坂本	圭一
副会長	堰八	眞義
副会長	林山	光博
副会長	横口	繁司
副会長	横内	龍司
副会長	横山	三清

目 次

1.	地域主権型社会の基盤形成	1
2.	食の総合産業の確立	1
3.	地域産業の基盤強化	2
4.	北海道観光の振興	3
5.	循環型社会の形成	4

要 望 事 項

1. 地域主権型社会の基盤形成

- (1) 行財政改革の実施にあたっては、一律削減ではなく選択と集中により、食の総合産業の確立など、北海道経済の将来を見据えた内発型産業構造への転換に資する事業への重点化に配慮すること。

【継続】

- (2) 基礎自治体が「近接性の原則」「補完性の原則」に基づき地域主権型社会の担い手となりうる行政能力を発揮できるよう、一層の権限移譲を実施し、さらには市町村間の広域的な連携を促進するなどの施策を講じること。

【見直継続】

- ・総合振興局および振興局の市町村に対する支援強化と広域連携等の促進
- ・道職員の市町村への派遣強化

2. 食の総合産業の確立

- (1) 貿易自由化の拡大が見込まれる中、北海道農業が引き続き我が国の食料自給率の向上に寄与できるよう、農業生産の国際競争力を強化するために必要な具体的な施策プランを策定し、その内容が国の政策に反映されるよう効果的な働きかけを実施すること。

【見直継続】

- (2) 「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区」構想の実現に向け、専掌スタッフの配置および府内横断的なプロジェクトチーム設置のもと、事業計画の検討など主体的な参画と支援を行うこと。

【新規】

- (3) 「完全密閉型遺伝子組換え植物実証研究工場」の建設に向けた支援を行うこと。 【新規】
- (4) 食の総合産業化の着実な全道展開を図るため、全庁横断的な推進体制および支援を強化すること。 【新規】
- ・コーディネート体制の強化
 - ・総合振興局および振興局による各地域の取組みへの支援強化
 - ・食関連産業振興室の体制強化
 - ・食関連試験研究予算の確保
- (5) 道外・海外の消費者ニーズに合致した商品の開発および販路開拓・拡大に向け、マーケティング機能の強化を進めること。 【新規】
- ・マーケティング調査の実施
 - ・上記調査結果に基づく海外含めた常設販売拠点の設置検討
 - ・道外や海外への物流共同事業体の設置検討
- (6) 食品の機能性表示を認める制度の抜本的見直しに向け、消費者保護と食品産業振興の両立の観点に立ち、国際動向を踏まえ、国際標準を先導しうる制度の検討を国に対して働きかけること。
- 【見直継続】

3. 地域産業の基盤強化

- (1) 北海道の成長戦略や地域特性を踏まえ、戦略的な企業誘致を促進するため、北海道産業振興条例に基づく助成制度を見直すこと。
(食品製造業、食品加工機械製造業、食関連研究機関、データセンター) 【新規】

- (2) 「北海道産業クラスター創造活動」および「北大リサーチ&ビジネスパーク構想」に対する資金支援および人的支援を拡充すること。
なお、特に今後の戦略的な事業展開の観点から、(財) 北海道科学技術総合振興センター（ノーステック財団）への資金支援および人的支援が重要である。 【見直継続】
- (3) (独) 中小企業基盤整備機構の「北海道大学連携型起業家育成施設（北大ビジネス・スプリング）」の利用者に対する賃料補助の支援を継続すること。 【継続】
- (4) 「北海道中小企業応援ファンド」の利用促進を図るため、利用条件をさらに緩和すること。 【見直継続】
- (5) 道が中心的な役割を担い「ものづくり産業人材育成ネットワーク」を十分に機能させ、各機関が有する人材育成プログラムの効率的な活用を図ること。 【見直継続】
- (6) 各部局および出先機関は、「新商品トライアル制度」による認定商品の購入および「北海道リサイクル製品認定制度」による認定製品の利用を積極的に進めること。 【継続】

4. 北海道観光の振興

- (1) 外国人観光客の増大に資する施策を着実かつ戦略的に実施すること。
・各種国際観光推進事業の拡充
・MICE 重点地域指定を目指した取組み

- (2) 国際航空路線の維持および新規路線の誘致に向け、「就航補助金制度」を拡充するとともに、チャーター便に対する就航支援制度を創設すること。 【見直継続】
- (3) 本州と道内各空港を結ぶ路線の維持に努めること。 【継続】
- (4) 新千歳空港の24時間運用拡大に向けて、地元住民との協議を継続すること。また、その際の乗降客の利便性向上対策について、関係機関と連携し検討を進めること。 【見直継続】

5. 循環型社会の形成

- (1) 循環資源利用促進税事業の補助率引上げなどにより、循環資源利用促進税の有効活用を図り、同事業の利用を促進すること。
- 【見直継続】
- (2) 北海道産の農産物を原料とするバイオエタノールの地産地消を実現するため、直接混合方式（E10）の実用化に向けた国への働きかけを行うこと。 【見直継続】
- (3) 北海道の一次産業、民生部門におけるエネルギー消費実態の調査を実施し、その調査結果に基づき、有効な省エネルギー促進の施策を実施すること。 【新規】

以 上